

国税における新型コロナウイルス感染症に関連する 税務上の取扱い

Q.1 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合、仕入金額は経費？ [4月13日追加]

- A. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、次の条件を満たすものであれば、貴社の事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、経費に該当します。
- ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
 - ② その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること

なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、事業遂行上、必な経費とは認められませんのでその提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します。

Q.2 賃貸物件の賃料の減額は認められる？ [4月13日追加]

- A. 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることとなります。
- 次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
- ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

- [参考] > 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
> 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）



国税における新型コロナウイルス感染症に関連する 税務上の取扱い

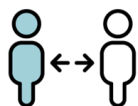
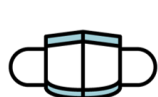
Q.3 業績が悪化した場合、役員給与の減額は認められる？ [4月13日追加]

- A. 企業が行う役員給与の減額改定については、業績悪化による改定に該当するものと考えられます。
したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化に該当することになります。

- [参考] > 法人税基本通達 9-2-13 (経営の状況の著しい悪化に類する理由)
> 役員給与に関する Q & A (平成 24 年 4 月改訂版) [Q 1] (業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い)

出典 (国税庁) 国税における新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係 Q & A より



感染予防のために
できること

